

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成30年12月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第57号

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの提供に関する届出)

第2条 条例別表10の項の社会福祉施設等の欄に掲げる指定居宅サービスに係る同項の法令等の欄に掲げる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この条において「指定居宅サービス等基準」という。）第95条第4項の規定による届出は、別に定める様式による指定通所介護事業所における夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの提供に関する開始（変更）届出書により行わなければならない。

2 前項の届出をした指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者（次項において「届出指定通所介護事業者」という。）は、前項の届出書の記載事項に変更が生じたときは、変更の日から10日以内に同項の届出書により当該届出に係るサービスを提供する指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所の所在地を所管する広域振興局長に届け出なければならない。

3 届出指定通所介護事業者は、指定居宅サービス等基準第95条第4項の届出に係るサービスを休止し、又は廃止しようとするときは、休止し、又は廃止しようとする日の1月前までに別に定める様式による指定通所介護事業所における夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの休止（廃止）届出書により前項に規定する広域振興局長に届け出なければならない。

(認定こども園の職員資格の特例の承認の申請)

第3条 認定こども園の設置者は、条例別表22の項の法令等の欄に掲げる法令等の規定に基づき、保育士の資格のみを有する者を学級を担任する職員としようとするとき又は幼稚園教員免許状のみを有する者を満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する子ども及び保育所と同様に1日8時間程度利用する子どもの保育に従事する者としてしようとするときは、別に定める様式による職員資格特例承認申請書を知事に提出しなければならない。

(認定こども園等の教育・保育相談事業)

第4条 条例第9条（条例第10条において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるもののうち知事が定めるものは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条第1号に掲げる事業とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第15号）

(2) 救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第39号）

(3) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第40号）

(4) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第41号）

(5) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第42号）

(6) 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第43号）

(7) 指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第44号）

- (8) 介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第45号）
 - (9) 指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第46号）
 - (10) 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第47号）
 - (11) 指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第48号）
 - (12) 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第49号）
 - (13) 指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第50号）
 - (14) 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第51号）
 - (15) 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第52号）
 - (16) 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第53号）
 - (17) 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第54号）
 - (18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第55号）
 - (19) 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第56号）
 - (20) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成27年岩手県規則第4号）
 - (21) 認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則（平成27年岩手県規則第16号）
 - (22) 介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年岩手県規則第28号）
- （医療法施行細則の一部改正）

3 医療法施行細則（昭和30年岩手県規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）並びに<u>医療法施行条例（平成24年岩手県条例第69号。以下「条例」という。）</u>を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 削除</p> <p style="text-align: center;"><u>(病院の施設の構造設備の基準)</u></p> <p>第3条 <u>条例第6条第1項に規定する病院の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>消毒施設及び洗濯施設 蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと（消毒施設を有する病院に限る。）。</u></p> <p>(2) <u>談話室 療養病床の入院患者がその家族又は他の入院患者との談話を楽しむことができる広さを有しなければならないこと。</u></p> <p>(3) <u>食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。</u></p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p>

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

(療養病床を有する診療所の施設の構造設備の基準)

第4条 前条第2号から第4号までの規定は、条例第8条第2項の規定による規則で定める療養病床を有する診療所の施設の構造設備の基準について準用する。

(申請書、届書の様式)

第5条 [略]

(検査の申請)

第6条 [略]

(使用許可証の様式)

第7条 [略]

(書類の経由)

第8条 法、政令及び省令による知事に提出する申請書又は届書はすべて所轄保健所長を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 [略]

(医療法施行細則等の廃止)

2 [略]

(経過措置)

3 医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）

による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第7条第1項の開設の許可を受けている病院の建物（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年省令」という。）の施行の日以前から存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成13年省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧医療法第1条の5第3項に規定する療養病床群（以下「旧療養型病床群」という。）に係る病床であって、平成13年省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年省令」という。）附則第8条の規定によりなお効力を有することとされる平成10年省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号。以下「平成5年省令」という。）附則第6条の規定の適用を受けている病院（平成13年省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち第3条第2号から第4号までの規定に適合しないものについては、同条第2号から第4号までの規定は、適用しない。

(申請書、届書の様式)

第2条 [略]

(検査の申請)

第3条 [略]

(使用許可証の様式)

第4条 [略]

(書類の経由)

第5条 法、政令及び省令による知事に提出する申請書又は届書は全て所轄保健所長を経由しなければならない。

附 則

1 [略]

2 [略]

4 平成13年省令の施行の日以前から開設されている診療所の建物（平成13年省令の施行の日以前から存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成13年省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧療養型病床群に係る病床であって、平成13年省令第8条の規定による改正前の平成10年省令附則第6条の規定の適用を受けている診療所（平成13年省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち第4条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

4 看護職員修学資金貸付条例施行規則（昭和37年岩手県規則第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（規則で定める施設等）</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号シの規則で定める施設等は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設（主として自閉症児（<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第87号）第65条</u>に規定する自閉症児をいう。）又は肢体不自由（同法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童を入所させるものに限る。）</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(8) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（<u>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第71号）附則第2項第1号</u>に規定する軽費老人ホームA型に該当するものとして知事が指定するものに限る。）</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護及び同条第12項に規定する自立訓練（<u>指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）第142条</u>に規定する自立訓練（機能訓練）に限る。）に限る。）を行う事業所</p>	<p>（規則で定める施設等）</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号シの規則で定める施設等は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設（主として自閉症児（<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項</u>に規定する自閉症児をいう。）又は肢体不自由（同法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童を入所させるものに限る。）</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(8) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（<u>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）附則第2条第1号</u>に規定する軽費老人ホームA型に該当するものとして知事が指定するものに限る。）</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護及び同条第12項に規定する自立訓練（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の6第1号</u>に規定する自立訓練（機能訓練）に限る。）に限る。）を行う事業所</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正）

5 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後								
別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）						別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）								
事務	条項	内容	専決権者			備考	事務	条項	内容	専決権者			備考	
			副局長	部長	センター室の長					副局長	部長	センター室の長		
[略]						[略]								
36	[略]	[略]					36	[略]	[略]					
							36の2	社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号）の施行に関する事務	別表3の項の法令等の欄に掲げる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項		○	○	○	1 部長にあっては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。 2 センター室の長にあっては、花

50 [略]	[略]					
50の2 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）の施行に関する事務	第102条第4項	届出の受理	○	○	センター所長にあっては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。	
50の3 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年岩手県条例第25号）附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支	第100条第3項	届出の受理	○	○	センター所長にあっては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。	

50 [略]	[略]					
--------	-----	--	--	--	--	--

<u>援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第78号）の施行に関する事務</u>								
51 [略]	[略]						51 [略]	[略]
[略]								[略]
67の3 [略]	[略]						67の3 [略]	[略]
68 <u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第87号）の施行に関する事務</u>	第51条 第2項	<u>児童の遊びを指導する者の認定</u>	○	○	○	1 部長に あつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。 2 センター所長にあつては、花巻保健福祉環境セ		

ンタ
ー所
長及
び一
関保
健福
祉環
境セ
ンタ
ー所
長を
除く
。

69 [略]

[略]

[略]

68 [略]

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。